

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆さまへ

このたびの平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

【1】医療機関等への受診について

保険証の紛失等により、医療機関等に提示できない場合でも、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、事業所名等を医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できることになっています。

【2】保険証の再交付について

保険証を紛失された方には、再交付を行います。できるだけ速やかに再交付申請の手続きをしてください。

(70 歳以上の方で高齢受給者証を紛失された場合も再交付を行います。)

【3】一部負担金等の支払いの免除について

フジクラ健康保険組合では、今般の災害により甚大な被害を受けられた加入者の方につきまして、医療機関等の窓口における一部負担金等の支払いを免除いたします。

下記に該当する方は、医療機関等の窓口でご申告いただくことで、医療保険の窓口負担（入院・入所時の食費・居住費等を除く）について支払いが不要となります。

(1) 対象者（以下の①及び②のいずれにも該当する方）

①平成 30 年 7 月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の被保険者又は被扶養者。

②医療機関等の窓口において、平成 30 年 7 月豪雨を原因として、次のいずれかの状況にあることの申し立てをした方

- ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ・主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

(2) 取扱いの期間

平成 30 年 7 月 5 日から 10 月 31 日までの診療、調剤及び訪問看護